省　令

○農林水産省令第四十八号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第十条第八号の規定に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「国際緊急救助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定により派遣された国際緊急救助隊又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の規定により派遣された国際平和協力隊に送付される」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　国際緊急救助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定により派遣された国際緊急救助隊又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の規定により派遣された国際平和協力隊に送付される米穀

二　令第十条第三号又は第四号に規定する者以外の者の個人的使用に供するために非商業的に輸出される米穀

別記様式第六号を次のように改める。

別記様式第６号（第23条関係）

米穀の輸出に関する届出書

年　月　日

地方農政事務所長　殿

住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

米穀を輸出することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第36条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　仕向国　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2　輸出の時期：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3　輸出数量　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿kg
4　用途　：救援用・学術研究用　・標本用　・見本用（博覧会等用）
見本用（注文取集め用）　・商業用
その他（　　）

（備考）届出者が個人である場合にあっては、その者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等当該届出者の住所及び氏名を確かめるに足りる資料の提示又はその資料の写しの添付をもって押印に代えることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第九十七号

株式会社クレディセゾンが、セゾン自動車火災保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により株式会社クレディセゾンの同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十六日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第七号
法務省告示第七号

電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項の規定に基づき、電子債権記録業を営む者として指定した日本電子債権機構株式会社から、同法第七十二条第一項の規定に基づき、本店の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年八月二十六日

金融庁長官　三國谷勝範
法務大臣　千葉　景子

変更後の本店の所在地	変更前の本店の所在地	変更の年月日
東京都千代田区神田須田町一丁目二十三番地一	東京都中央区晴海一丁目八番十二号	平成二十二年七月二十日

○総務省告示第三百八号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、昭和三十九年郵政省告示第六百七十七号（無線局運用規則第百四十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日

総務大臣　原口　一博

本則に次の1項を加える。

五　前各項に定めるもののほか、気象通報を送信する無線局の運用の条件については、国際民間航空条約第十附属書第二巻の定めるところによる。

○総務省告示第三百九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の二第二項の規定に基づき、昭和四十五年郵政省告示第三百四十一号（航空移動業務の無線電話局の選択呼出装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日

総務大臣　原口　一博

本則に次の1項を加える。

三　前各項に定めるもののほか、航空移動業務の無線電話局の選択呼出装置の技術的条件については、国際民間航空条約第十附属書第三巻の定めるところによる。

○総務省告示第三百十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の七第四号の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第二百三十三号（ＩＬＳの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日

総務大臣　原口　一博